

第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の概要

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、広域的な見地から障害福祉サービスの提供体制の確保に関する 3 年間の計画を策定（計画年度：令和 3 年度～5 年度）
（H30 に策定した長野県障がい者プラン 2018（H30～R5）の一部として改定）

第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画（H30～R2）の実績（※策定時）

項目	主な目標値（H30～R2）	R1 実績	課題
福祉施設入所者の地域生活移行	地域生活への移行者 276 人 入所者の減少数 102 人	移行者 99 人 減少数 90 人	・サービス基盤及び支援体制の充実
福祉施設から一般就労への移行	就労施設から企業等への就職者 H28 実績 262 人⇒ R2 399 人	就職者 265 人	・企業側の理解促進 ・当事者の就労意欲向上
地域生活支援拠点等の整備	各圏域に 1 つ以上整備	10 圏域に整備	・体制強化のための評価検討
精神障がいに対応した地域包括ケア	協議の場を全ての圏域に設置 入院後 1 年後の退院率 91%以上	9 圏域に設置 90%（H29）	・地域課題に対応した支援体制の充実



第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の目標

目標達成に向けた取組

①福祉施設入所者の地域生活移行

令和元年度末の入所者 2,256 人
→ 地域生活への移行者 220 人 移行（9.8%）
→ 施設入所者の減少数 146 人 減少（6.5%）
※ともに R2～R5 の累計として

- ◆社会福祉施設整備費補助金を活用したグループホームや日中活動の施設等の整備促進
- ◆人材育成による地域の相談体制の強化

②福祉施設から一般就労への移行

福祉就労施設から企業等への就職者
R5 421 人（1.59 倍）
就職者のうち就労定着支援事業利用
R5 267 人（全体の 63%）
定着率 8 割以上の事業所 R5 全事業所の 80%以上

- ◆事業所の新たな取組を後押し（農福連携等）
- ◆企業側の理解促進と障がい者の就労意識の醸成に向けた職場実習の促進

③地域生活支援拠点等の機能の充実

圏域ごとに地域生活支援拠点を 1 つ以上確保
→ 前倒しでほぼ達成済み
拠点の機能充実のための運用状況の検証・検討
→ 年 1 回以上実施

- ◆県自立支援協議会と協働した研修会の実施や機能強化に向けた協議（現状や課題、好事例等の共有）
- ◆市町村が実施する地域生活支援事業への財政支援

④精神障がいに対応した地域包括ケアシステム

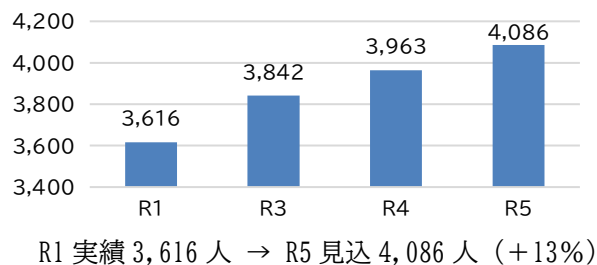
令和元年度末入院患者 3,824 人（精神科）

- ◆保健福祉事務所や地域生活支援コーディネーター等による地域での啓発強化

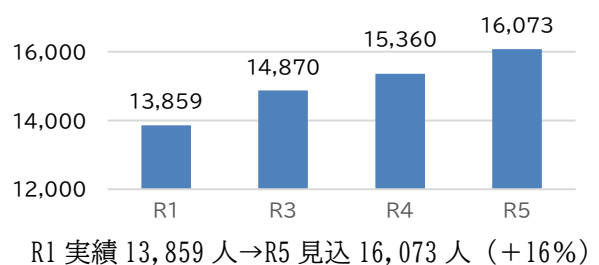
<ul style="list-style-type: none"> → <u>入院3か月後の退院率 69%以上</u> → <u>入院1年後の退院率 92%以上</u> → <u>1年以上長期入院者 1,770人</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆圏域ごとの協議の場を活用し多職種による重層的な支援を強化
<p>⑤障がい児支援の提供体制の整備</p> <p>児童発達支援センター、放課後等デイサービス等 → 全市町村で利用できる体制を確保</p> <p>医療的ケア児支援に向けた協議の場の設置とコーディネーターの設置 → 県及び圏域ごとに設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療的ケア児等支援体制構築事業を活用した人材育成、啓発活動、個別支援等の強化
<p>⑥相談支援体制の充実強化</p> <p>総合的・専門的な相談支援の実施 地域の相談支援体制を強化する体制の確保 → 圏域ごとに体制を確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における専門的かつ重層的な相談支援体制を強化 ◆療育コーディネーター、就業・生活支援ワーカー等の配置
<p>⑦障害福祉サービス等の質の向上</p> <p>障害福祉サービスに係る各種研修 審査支払システムの活用による請求過誤の排除 → 監査結果の市町村との共有 → 事業所運営の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆権利擁護、虐待防止等に向けた事業所職員研修の内容強化 ◆事業所指導を担当する市町村担当者会議等での情報共有 ◆保健福祉事務所による実地指導の徹底

活動指標

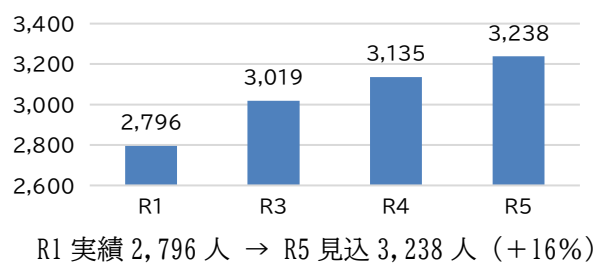
訪問系サービス



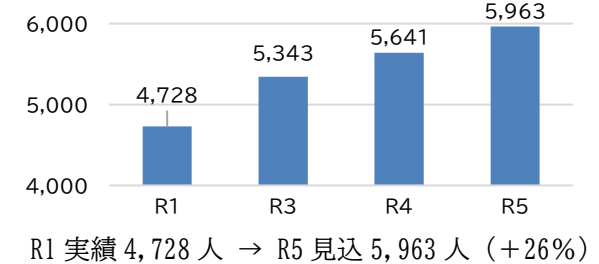
日中活動系サービス



グループホーム



相談支援



圏域計画

地域の実情に応じ地域レベルで課題等を整理して施策を推進するために、10 圏域ごとに圏域の自立支援協議会と共同で協議を行い策定

計画の点検・評価

毎年度、進捗状況を点検し、県障がい者施策推進協議会及び県自立支援協議会に意見聴取して評価